

平成29年12月14日(木曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	矢野昭三	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	山崎正男		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
町参事	北岸英敏	総務課長	宮川茂俊
情報防災課長	徳廣誠司	税務課長	尾崎憲二
住民課長	藤本浩之	健康福祉課長	川村一秋
農業振興課長	宮地丈夫	まちづくり課長	金子伸
産業推進室長	門田政史	地域住民課長	矢野雅彦
海洋森林課長	今西文明	建設課長	森田貞男
会計管理者	小橋智恵美	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議事日程第4号

平成29年12月14日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成 29 年 12 月 14 日

午前 9 時 00 分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、小松孝年君。

13 番（小松孝年君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めたいと思います。

今日、今回の私の質問は、震災対策についてということで 1 点質問したいと思います。質問の要旨の方にはですね、1 問目は防災トイレのことについて。それから、2 問目にはライフラインの復旧についてお伺い致します。

まず 1 問目の問いですけれども、阪神淡路大震災とか中越地震、能登半島地震、東日本大地震、熊本震災と大きな災害の教訓で、一番問題になったというか、避難地で一番被災者の困ったことというのはトイレの問題であったそうです。

食べ物や 1 日 2 日待っても大丈夫ですけれども、トイレというのはですね、必ずもう逃げた瞬間からしたくなる。そういったものであります。本当、人間の生理現象ですので、止められないということがあります。

そこで、ここで質問に挙げてるのが、防災トイレの対策はどういった計画になっているかということでまずお伺い致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

おはようございます。

小松議員の一般質問 1、震災対策について、防災トイレの対策はどういった計画になっているかのご質問にお答え致します。

災害トイレでは排泄物における細菌、また感染症や害虫が発生したり、トイレが不衛生であるため、トイレの使用をためらったりとか、そういったことで水分を控えるという状況が考えられます。また、脱水症状やエコノミークラス症候群等の健康障害を引き起こすおそれが生じます。

また、東日本大震災では避難所に仮設トイレが行き渡るまでに要した日数は、3 日以内で 34 パーセント、4 から 7 日で 17 パーセント、8 から 14 日で 28 パーセント、15 から 30 日で 7 パーセント、1 カ月以上 14 パーセントとなっております。ほとんどの自治体で 4 日以上要しています。また、最も日数を要した自治体は 65 日となっており、被災地におけるトイレの課題は重要なものと考えております。

議員ご指摘のとおり、災害用トイレの必要性は感じております。本町では備蓄計画に基づき災害用トイレを 35 カ所の避難所へ 100 人当たり 1 基を基準と致しまして、折りたたみ便座 81 基、自動ラップ式トイレ 44 基、

計 125 基。パーテーションのための仮設トイレ用テントを 125 個の配備を計画しております。現在の備蓄状況は折りたたみ便座が 8 基、自動ラップ式トイレ 17 基、仮設用トイレ 35 個となっており、今後、計画数となるよう順次整備を進めてまいります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

小松君。

13 番（小松孝年君）

今説明いただいたのはですね、最初の方は多分、内閣府の避難所におけるトイレ確保・管理のガイドラインを見ていただいていると思いますけども。

本当、そのガイドラインの中にもありますけども、最初、トイレが、機能が停止した場合、今課長からも説明あったように、汚いとか臭いとか、それから怖いとか、寒い、遠い。男女が共用とかいろんな問題があって、プライバシーとかですね。それからストレスの一番の原因になったりする。そして、またさっきも言われたように、食べないとか飲まないとか、そういったことにより健康障害を起こしたり、それからまた感染症とか、そういった病気の併発にもつながるといことなんかも、ここにも書いております。

本当、今回の一般質問のトップバッターで澳本議員も言ってますけれども、防災と人権という面でもこのトイレというのはすごく大事なところでありまして。ほんとに、避難した場所でいろんな。皆さんに、逃げていった方々にですね、次なる不安とか過酷な状況を与えるのではないかと感じております。

ほんと今、説明で、今、順次準備してるような状況というふうにとらえました。今のとこまだ、あんまりまだ、そのトイレの設置はできてないようです。

ほんで、予定として 100 人当たり 1 基の予定でそろえるというふうに答弁があったと思いますけれども。この、大体目安ですね、そのトイレの目安というのがですね。大体、被災地でストレスなく使えるというのはですね、少ない方から言うと 20 基あればスムーズにいけると。避難者が何とか大丈夫な感じで使えるにはやっぱり 50 人に 1 基当たりの、最低限ですね。やっぱりそのぐらいのトイレがないと、どうしても賄えないというか、待てなかったりですね、するよな状況があるみたいです。それは短期で 50 人ですね。長期化すれば、さっき最初言ったように 20 人当たりに 1 基がまあ適切ではないかと。1 日 1 人当たりのその使用回数がですね、まあ大小いろいろあると思いますけれども、1 日 5 回ぐらいが平均で、そういった算定出してるみたいです。

そこで、今現在、ちょっとさっきちらっと言っていましたけど、書くのちょっと遅れまして、今用意しているトイレ、もう 1 回ちょっと言ってもらえますかね、ゆっくり。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

小松議員の再質問にお答えしたいと思います。

現在、町の方で整備しているトイレの種類というのが、折りたたみ式トイレと自動ラップ式トイレでございます。その中で今現在整備できてるのが折りたたみ便座 8 基と自動ラップ式トイレ 17 基というふうになっております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

小松君。

13 番（小松孝年君）

自動ラップ式。いうたら、使用した後に勝手にこうラップすると。まあ凝固したりするような機能も付いてるやつですかね。あとは折りたたみ式ということですが。

この内閣府のガイドラインの中にも、いろいろとトイレ紹介してくれています。多分、課長見てると思いますが、自動ラップ式というのは多分、まあいうたら携帯トイレみたいな感じのやつで、回収は要る。回収しなければならぬ。折りたたみ式のやつも多分同じようなやつじゃないですかね、と思いますけれども。いろいろその種類がありまして、携帯用のトイレ。今言ったようなやつと、それから簡易トイレ。簡易トイレの方に入るよな、折りたたみ式というのは。それから、仮設トイレ。よく工事現場なんかにある仮設トイレ。それからもう一つですね、組み立て式の仮設トイレ。あとは、こっちではあんまり使わないと思いますけどマンホール式とか、いろいろ種類があります。

どうしても今言った、今うちで用意してるのはですね。もう災害直後から使用しますので、そのごみの保管場所とかですね。多分、凝固式のやつにはおいはあんまりはないかもしれませんが、そういった保管場所とか処理というのは大変になるというふうな、大変だったという今までの教訓で、そういう事例があります。

また、普通のビニール袋でやるとですね、またそれもおいとか大変になる。それから、普通の仮設トイレですね、工事現場にあるような。これも結構長持ちはするそう、それは台数によりますけどね。長持ちはするとは思いますが、やっぱりバキュームカーでくみ取りしなきゃ、また使用人数によってはほんと被災地で2、3日に1回くみ取りせないかんとこへいうのがあったとか、そういう話も聞きましたけども。実際、災害が起きてですね、すぐに道路も復旧してませんし、ましてや前回の一般質問の中にも誰か出てましたけれども、やっぱりバキュームカーの不足とかいうこともあります。

特に、今まで被災したとことは違ってですね、私たちの住んでる黒潮町というのは四国内で、それも西の方で、結構いろんな交通網も遮断されたりして、そういった物品が届くのもちょっと遅れると思います。それと、広範囲で起こるとですね、一遍にそんだけの品物をそろえることができない、そういったこともあると思います。

ですからやはり、だんだんと準備していくようですね。黒潮町で自主的にやっぱりそういったものは備えておくべき、早めに備えておかないといけないと思います。災害というのはいつ起こるか分かりませんので、それが遅れた場合、やっぱり早くやっちゃったらよかったなど、そういった後悔をするんじゃないかと思えます。

そこで、今日はまた、今日提案したいトイレがあるわけですが、これがですね、さっき説明した中で仮設トイレの組み立て式のトイレ、そういうのを。たまたまですけどね、ここでその業者がデモンストレーションしてるのをですね、自分この玄関先で組み立てていたのをちょっと見かけまして、そこに入っていろいろ話聞いて、それからこれはいいなと思うて調べたんですけども。

そのトイレというのがですね、まあ課長は知ってると思いますけども。その簡易浄化槽みたいになってるんですね。ですから、その1基あれば100人ぐらいが1カ月ぐらい使えると。簡易浄化槽というのは、便を落としたところで、まあ言うたら一応分離して、それから一応バクテリアで分解したり、で、出るのが水だけと。昔の浄化槽の方式のちょっと簡単なやつみたいなやつが、でした。これは本当いいと思います。100人ぐらいが1カ月使えるという、そこまでは多分いかないかもしれませんが。そうしたら1カ月ぐらい使えるものだったら、1基あればそのある程度、その時間が稼げると、そういったこともあります。

現在、うちの避難タワーも6基建っております。やはり、一番最初に逃げて行くところは高台の避難所と、それから避難タワーなんかに行くと思いますけども。高台の避難所やったらもうちょっと、もしすぐに間に合わんときでもですね。今までやってきた穴掘ってやったりですね、そういうことも可能などころはあると思いますけれども。避難タワーなんか、もういうたら閉ざされた世界の中ですので、どうしてもみんながいる中で

やったりせないかんというふうな状況が出てくると思います。そういったことを考えると、避難タワーにはそういうやつを1つでも置いちゃったらいいんじゃないかと思います。

課長。避難タワーの、今6基ありますけど、大体、全部どのぐらい収容がある、収容人員。

各場所あると思いますけど、ちょっと教えてください。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

小松議員の再質問にお答え致します。

タワーの収容人数でございますけども、町内、タワー6基ございます。

その6基の中で、佐賀地区が230人、横浜地区が130人、早咲地区が140人、浜の宮地区100人、町地区120人、万行地区300人。合計で120名となっております。

以上でございます。

（議場から何事か言う者あり）

1,020人でございます。失礼しました。

議長（山崎正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

そうですね、ありがとうございます。

全部で1,020人。すべてそこに入るその人数とは限りませんが、そのだけの人が逃げていける場所という事です。

これ、1,020人おればですね、100人で1つとしたら10基。大体1カ所100人以上入れるということですので、最低でも1カ所に1個または2個そういうのを置いちゃったらですね。置き場所にはあんまり困らないです。それから大きな所になるがやったら、佐賀のとこなんか外いいうか、部屋みたいになってますけどね。その外とか上にも置けるようなスペースがあるんじゃないかと思いますけれども。そういうところをちょっと検討していただいたらどうか。まずは、なかなか予算が掛かるものですので一遍には置けないと思います。

また、それだけの人数賄えるそういった、さっき言うたラップ式とかそういうのをそろえるのもなかなか大変です。置き場所もなかなか困るんじゃないかと思えます。

そういったところをぜひ検討していただけないか、ちょっとお伺い致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

小松議員の再質問にお答え致します。

現在、町の方で整備しているのが、先ほど申しました自動式ラップ式トイレと折りたたみ便座式トイレでございます。

自動式ラップトイレに関しては自動で熱圧をして密封するタイプで、清潔度とか、一度セットすると50回程度使えるといったところで、そういった利便性では優れています。

また、折りたたみ便座は一回一回自分で処理するため利便性では劣りますけども、安価なので同様の値段で多く整備できるといった特徴がございます。そうしたところからいくと、現在整備しているこういった形の整備は基本的に進めていきたいというふうに思っているところです。

先ほど言いましたように、それぞれその時間であったりとか、そこの避難場所の環境であったりとか、そういったことによって用途が違ってきます。その中で優位性、また当然これから整備を進めていくに当たっては価格も必要でございます。その価格でよりよく設置していくのがまず重要なことだと思っておりますので、そうした中でその環境とか設置条件とかでより優位なものがある、それがそこに適しているといった所であればそういった形も検討をしたいかと思っておりますけども、現在のところはこの形式のものを順次整備していくということで進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

実際、価格もやっぱりね、用意できる限界があって、そういうのはよく分かります。

ですが、やはりですね。いざ起きたときに、本当に災害に被災した方々が避難した場所で困らないためにやるということもやっぱり考えていかないかなと思いますので。それは当然、今用意しようとしているものもあったらいいです。それと、今さっき言ったようなみたいなやつも併用して備えておけば、もっとトイレ機能を発揮できるんじゃないかと思えます。

数多くそろえるのも大事ですし、数を少なく多くの人に使うという考え方もやっぱり大事だと思いますので、そのへん、今からいろいろとトイレについては検討していくような話を聞いておりますけれども、ほんとそういったことも考慮してですね、ぜひ併用して使えるように。

また、取り急ぎそういった避難タワーなんか、もう身動き取れないとこなんかですね、早めにそういうものは用意しておくべきやと思いますんで。そのへんは今後計画していく上で頭に入れておいていただいた方がいいんじゃないかと思えます。

それと、なおのことですね。いつ起こるか分からないので、そういったトイレですね。すぐ困るものなんか早目にそろえるように、ぜひお願いしたいと思えます。

それから、さっき言った自分の、ちょっとご紹介したいとか、お勧めのやつですけどね。それはですね、今実績なんかがあります。

全国ではかなり、関東地方とか関西から以东というか、北の方ですよ。あっちの方はかなりの実績そろえております。ほんで、いろんな災害でもかなり使われております。何千基とかですね。応援物資でそれを送ったりしてすごい喜ばれていたりしております。

ただ、残念なことに高知県。ほんと、南海地震で起きた災害を予想されている高知県がですね、そういったのを導入実績というのがあまりありません。ただ、隣の四万十町が今入れているみたいですので、そのへんも参考によろしくお願ひしたいと思えます。

また、トイレの今後計画の中で早く計画してほしいんですけども。そのへんの、そのどのぐらいの間にその計画をまとめてそろえていくか。なかなかすぐには分らんかもしれないんですけど、大体の計画。まあ3年以内には全部そろえましょうというふうな感じの計画があるかどうか。

そのへんの、あれば計画を教えてください。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

小松議員の再質問にお答え致します。

先ほど言われた避難タワーですけども、避難タワーに関しては現在多くは設置できていませんけども、簡易の便座に関して整備をしております。それも今の時点で1基でございます。

なおかつ、避難タワーの位置付けとしては一時的に避難する避難場所という位置付けでございますので、それからいくと長期的な避難ということはあまり考えられないと。そういったところからいくと、そういった一時的な避難する避難場所に整備するものはあまり長期的な使用とはならないといったことも考慮しながら整備していきたいというふうに考えております。

それから、今後何年間で整備するのかといったところでお話ございましたが、仮設トイレに関しては現在では平成32年度をめどに整備を完了したいというふうに思っておりますけども、現在のところ補助といったところがまだ確定しておりません。今まで補助があったものがなくなるといった状況もございますので、そうしたところから勘案すると、これからその計画どおりいくかどうか分かりませんが、できるだけ早くトイレに関しても整備をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

一時避難場所ではありますけれども、その1日1人が5回平均やると先に言いました。ほんと、そのぐらいの物はそろえておかなければ、まず一時避難所でも1日おるときもあると思います。もしかしたら2日おるかもしれません。そういったこともやっぱり頭、計算の中に入れてですね、ぜひ準備していただきたいと思えます。

それから、補助が今なくなったといいますが、大体こういうものを何基そろえたいというのが一応前もってですね、大体予算的な計算もしちよったら、また新たな補助が出たときなんか一気にいけるとか、そういったこともありますので、ぜひ準備のほどをよろしくお願ひしたいと思えます。

それではですね、2番の方に移りたいと思えます。

2番の方。震災後のライフラインの復旧は一日でも早く復旧しなければならないが、災害時に行政が関する部分は大丈夫かと。

その、どういった体制になつてるかをお聞き致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは小松議員の一般質問、1、震災対策についてカッコ2、震災後のライフラインの復旧は一日でも早く復旧しなければならないが、災害時に行政が関する部分は大丈夫か、体制を問うのご質問にお答えしたいと思います。

行政によるところでは、道路、通信、水道等が考えられます。

まず、すべての復旧の基本となつてくる道路につきましては、高知県により県内の国道、県道、町道の路線を対象とし、高知県道路啓開計画が作成され、国、県、市町村、建設協会等が連携するための体制づくりが進められています。関係機関による訓練も進められているところでございます。

その他、ライフラインが復旧につきましては、黒潮町地域防災計画により他の機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、ライフライン事業者は災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要因および資機材の確保をするとともに、必要に応じ広域的な応援体制を取るなど、応急復旧に努める

と定めております。ライフラインを管轄する事業者は、その定める業務計画に基づき措置を行うこととなっております。

また、四国電力、高知LPガス協会、西日本電信電話株式会社に関しましては、災害時における復旧に関する相互協力の協定を黒潮町と個別に締結しております。水道の復旧に関しましても、黒潮町における業務継続計画により、復旧までに必要となる段取りや人員等の計画がされており、現在、職員訓練を通じてその検証を進めているところでございます。

いずれにしましても、実際の災害時は計画や訓練以上の状況が発生するものと思われまので、発生し得るさまざまな状況を想定し、一日でも早い復旧ができるよう、これからも関係機関と協議しながら準備を進めていくよう考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

どうもありがとうございます。いろいろ教えてくれました。

通告書の要旨に書いてるのは行政が関する部分ということで、書き方がちょっとまずかったかな。結構、幅広くなりましたけれども。道路とか通信、それから水道のことも言ってくれました。私が今言ってるのは、ここで水道の話を言おうかと思っておりますが。

ライフラインと言うとですね、日本語でいうと命綱ということです。生活する上でどうしても必要なもの。電気、水道、ガスとかですね。それから下水なんかも入っているみたいですけども、そういった命綱の部分です。

まあ電気とかガス、下水なんかはまあ止まってもそんなに不便を感じないところではありますけど、結構目立たないのが水道です。日ごろの生活でも水道が止まると、ちょっとでも止まると結構不便なところがあります。皆さん経験したことがあると思いますけれども。そういった水道、これがうちの黒潮町ではそういった管理をしてる部分が行政が担ってるところです。

水道はですね、本当うちの町ではいろいろ対策は取ってきておりますけれども、ほんと災害が起きたときには、必ずどこかは破損したりする可能性があります。そういったときに、だいぶ前から緊急遮断弁とかそういうのを設置して、まあ無駄な水を捨てない、そういった努力はしておるわけですけども。実際、その災害を受けて、火事なんかもありますよね。そういったときに、どうしてもそのバルブの操作とか、そういうのは素人ではなかなかできません。

そういった面で、やはり行政の指導がなければ、復旧に関してもですね、復興。それに関しても、やっぱり行政の指導がなければなかなか業者も動きにくいと。さっき、ちょっと資機材なんかも言われてましたけども、なかなか各業者でその資機材を保有していくことも難しいです。ある程度はその行政が、今ある施設の管理を行う上でそういった材料なんかは確保しとかなければいざというときに間に合わない。待たなしですのでね。そういうときなんか。

なかなか、がれきが積もって道路なんかを復旧が終わるまで、なかなかそういったライフラインの復旧は難しいとは思いますが、できる部分もあります。そういった部分で、どうしても行政が中心にならなければならないというところがライフラインの水道の関係です。

結構、黒潮町もですね、かなり長い距離、そういった施設があります。

黒潮町の水道のその施設について。ちょっと建設課長、給水人口とか、また配水量とか管路延長とかですね、

また災害協定なんかどういふこと結んでいるか、何かちょっと分かれば教えていただきたいと思いますが、大丈夫ですかね。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは小松議員の再質問にお答えを致します。

まず初めに、給水人口でございますけど。平成28年度の決算報告でも報告しましたが、大方地域が8,129人、それから佐賀地域が3,292人、合計1万1,421人が現在の給水人口となっております。

それから、配水量でございますけど。大方地域が113万5,460立方メートル、それから佐賀地域が60万8,532立方メートル、合計で174万3,992立方メートルとなっております。

それから、水道の管路の延長でございますけど、送水管、配水管等でございますけどトータルとしたもので、大方地域につきましては11万3,894メートル、佐賀地域におきましては5万7,641メートル、合計で17万1,535メートルとなっております。

それと、先ほど来、災害協定のお話もございましたけど。水道の方も、町内の業者さんと黒潮町管工事組合になりますけど、14業者で組織をしております。そこと協定の方を結んでおります。

協定の方が平成27年の11月12日付で締結をさせていただきました。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

ありがとうございます。

今、うちの町では合併して佐賀と大方とあります。黒潮町は佐賀と大方、その間の道がやはり寸断される場面が来ると思います。そうなったときにですね。

今、課長に答えていただきましたけども、管路延長なんかも、大方の方は約113キロぐらいある。ほんでから佐賀は57キロぐらいある。結構長い延長があります。そういった所をまず完全に復旧というのが難しいと思いますけども、そういった長い距離がありますので、佐賀と大方の比較として、約、大方の方が2倍、すべてにおいて給水人口、配水量、それから管路延長とかですね。すべてにおいて約2倍ぐらいの規模があります。

そういった中で、なかなか言いにくいわけですが、今の技術職員は佐賀の方にしかおりません。なかなか、いざとなったときにですね。まあ夜なんかやったら一緒やと思いますけど、今こうやって昼間起きたときに、完全に向こう、道が寸断されて行き来できなくなったときなんか、実際、水道というのはやっぱり現場仕事が多いわけですね。職員、技術職がおります。それがですね、やはり来れないとなかなかその初期対応もなかなかやりにくかったりするわけですが、

そういったことが両方で、いざどんなときでもできるような体制。もう、ここで質問してるのがその体制づくりですけども。やっぱりそういった体制をですね、今から。今からというか、すぐにはなかなかそういう技術的なことはできないと思いますけども。何とか、そのそういった両方でできるような、いざというときに。体制を整えられないかなと。そういうふうに思っております。

なかなか水道というのは分かりにくくて、やはり行政の職員だけではなかなか分からないと思います。だから、やっぱりどうしても認識が甘いところがあるんじゃないかと思っておりますので、私はこの一般質問で行政の方に向けて指摘しているわけですが、そういった体制づくりですね。係をこっちへ移せとは言えませんが

で、まだこの前移したばかりですので。

ですが、ぜひともこっちにおる職員にもそういう技術者というか、そういった。バルブの位置とかそういった、止めることとかそういうことができるようになるように、そういった体制づくりをしてほしいのですけれども。

副町長、そのへんはどう思いますかね。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

質問にお答えを致します。

現在の職員数の中で復興に向けて作業を行うというのがなかなか、体制すべてを賄うというのはむずかしいというふうに思っています。

議員の方からも、技術的なことなどができる職員をというふうなことがありましたので、その点で日々の水道管理等に必要な技術等を賄えるように、業者の指導もしながら、また業者の手伝いも受けながら、両方でやっていきたいというふうに思っています。

そして、先ほど課長からもありましたけども、業務継続計画の中で点検をしておりますので、指導的な部分、そして技術的な部分を検証もしながら行っていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

小松君。

13 番（小松孝年君）

もう時間がなくなりましたけども。

ほんと、水道関係はそういったいざというときに技術も大事ですけども、その業者が動くためにはやはり指導ですね。指揮命令機能が働かないと、なかなか業者というのは動きにくいとがあります。勝手に水道触ってどうこうということもありますんで、そういったところができる人をですね。

これは別に水道の係じゃなくても構いませんので、常にこちらの方でおってほしいと。この課長の中では尾崎課長なんかはできるかもしれませんけども、そういった人を選んでですね。いざというときにはあなたが水道の課の係の代わりに指揮命令してくださいとか、そういう体制づくりを作れないですかね。

再度お伺い致します。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

先ほども申しましたが、黒潮町の業務継続計画の中で指揮命令系統も出すことになっておりますので、その中で指揮する者ということを決めてやっていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

小松君。

13 番（小松孝年君）

もうちょっと言いたいこともありましたけど、長くなりますので。

ほんと、ぜひですね。水道というのは、復興においてもすぐ早く復旧復興していかなければ日々の生活ができない。ほんと、まあいうたら水というのは命に大事なものですし。それから、さっき言ったトイレなんかでもですね。今、耐震化やってますので、家が壊れないとこなんかそういうところのトイレも利用できる可能性もありますけれども、やはり水が来ないと。

最近、水洗便所が多いですね、水が来ないと使えないとかいうことがあります。ほんで、そういった壊れなかった家なんかの人の協力をいただいて、そういったトイレなんかも利用させていただくとか、そういったことも考えられるわけですけども、そのためにやっぱり水道大事です。

ぜひ、そういった水道業務の大事さいうがをもう一度再認識して、今からの震災対策に取り組んでいただきたいと思います。

それで私の質問を終わります。

議長（山崎正男君）

これで、小松孝年君の一般質問を終わります。

この際、9時55分まで休憩します。

休 憩 9時 42分

再 開 9時 55分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、坂本あや君。

1 番（坂本あや君）

それでは、私の質問に移らせていただきます。

今回質問させていただきますのは、在宅介護についてということです。

こういう質問を私、長いことこうして立たせていただいているんですけど、なかなかあまり得意な分野ではなかったというのが正直なところで、今、私事ですけど母が在宅の介護になりましたので、そのことを体験する中で、今まで気が付かなかったことがあったなと思ひまして、今日は思い切ってこのことについての質問をさせていただくことと致しました。

まず、3点絞っておりますので、それに準じていきたいと思ひます。

カッコ1ですが、いろんな地域の中では、看護や介護を必要とする方がたくさんおられます。その状況というのは個人の状況によって本当に違いますので、一概に、これだからすべての人に対応できるというようなものではないと思ひます。それに、その看護、介護を受ける方も高齢者であったりとか、それから認知症の方であったりとか、それから障がい者・児と言われる方もいらっしゃいます。

そんな中で、こういう医療やケアを受ける際にですね、まず一番先にどこの窓口をたたいたらいいのかということなんです。

私の場合は、うちの母の場合はですね、施設に長いこと入っておりましたので、病院に行ったり、それから施設に行ったりという形で、随分長いこと家を離れての生活でございましたので、そちらの方からご紹介をいただいて、在宅の手続き、それから在宅の必要なことについていろいろと手配をしていただいた経緯があって、今、何とか落ち着いて、家で、在宅におれるというような状況になってきています。

大変助けられました。皆さんが一生懸命、やはりこの家庭の状況とか、それからいろいろな体のこととか、さまざまなことを皆さんの中で話をさせていただきまして、そして家に帰ることができたんですけども、それは私の母のケースです。いろいろなケースがあって、病院から在宅、それから、在宅のまま今度病院に行った

り施設に行ったりとか、いろいろな形があると思うんですが。

まず、一番先にお伺いしたいのは、何らかの支援が必要になったとき、まず私たちはどこをお尋ねしてご相談をしたらいいのか、ということについてからお願いしたいと思います。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは坂本議員の一般質問の1、在宅看護、介護についてのご質問のカッコ1、高齢者や認知症の方、障害児・者等の在宅で、医療行為やケアを受ける際の支援措置はどのようにして受けたいのか。相談や手続き、事業の内容などを何で知っていったらいいのかについて、通告書に基づきお答え致します。

まず、在宅医療行為やケアをどのようにして受けたいのかについてお答え致します。

黒潮町では、高齢者や認知症の方が在宅で医療行為やケアを受けたい場合は、まずは、どういったことにお困りで、どういうことをご希望されているかを地域包括支援センターにお問い合わせいただきたいと思います。

また、障がい児・者が在宅で医療を受ける場合は、医療の必要に応じ訪問診療や訪問看護があります。これは、主治医の判断によるものとなります。

次に、相談や手続き、事業の内容などを何で知っていったらいいのかについてお答え致します。

健康福祉課の担当窓口にお問い合わせください。

町では、高齢者や認知症のご相談については、高齢者の皆さまを支援する拠点として、地域包括支援センターが相談窓口業務を担っています。

また、一般の皆さまの生活に関する総合相談業務は、黒潮町社会福祉協議会が担っています。

ご相談をいただきましたら、一緒に今後の支援等について考えさせていただきます。

そして、障がい児や障がい者の在宅生活を支えるための相談窓口として、町内に、障がい児・者相談支援専門員が配置されている事業所が2カ所ございます。

いずれにしても、お電話でも構いませんし、おいでいただいても構いませんので、お気軽にご連絡いただきたいと思います。

また、ご自身でお調べになりたい方は、インターネットが見られる環境でしたら、町のホームページの健康福祉課内にご案内をさせていただいているところです。

また、毎月の広報にも介護保険ガイドとしまして、ご案内、ご説明等を掲載し、住民の皆さまにお知らせしているところです。

以上です。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

ありがとうございました。

さまざまな形で、いろいろな所で受けていただく。町の役場の中でもいいし、まずは包括支援センターに相談ということでございました。

包括支援センターは、今のこの健康福祉センターの中の手前の所にあるわけですがけれども、相談に見える方ですよ。まず、自分の配偶者なり、それから家族なりが、在宅の介護を受けたいとか。それから、それは在宅のことだけではなくて、さまざまなケースの場合のご相談が寄せられると思うんですけれども。そのときにお見えになる方というのは、ご当人はあまり来られないと思うんですけれども。

そういうときには、その配偶者の方とか家族の方がお見えになって、どうしたらいいのかというご相談が多いのでしょうか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

当然、ご本人が来られる場合もありますし、ご本人が来られない場合は、当然、ご家族の方とか代理の方で相談に来られる場合もあります。

以上です。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

私も自分が経験してみてもすごく思うことなんですけれども、私の母のケースの場合は、私がいいます。ですから、ある程度のことについては私たちが、いろんな生活面のこと、それから施設の選択、それから、どういうことに困っているかということについての具体的な相談というのはある程度できるんです。それで、そのことを基準として、皆さんの支援のメニューですかね、そういうのを考えていただくことができると思うんですが。

私がこういうことを体験して一番思うのは、老老介護と言われる時代もありましたし、それから、高齢者同士でお過ごしになるご家庭もかなり多いですよ。そうなったときに、私はとても複雑なんです。実際、自分たちがこういう支援を受けようと思うときには、かなりその内容がボリュームも結構ありますし、そのいろんなメニューがたくさんあるので、自分たちが受けようとするのが何がいいのかというのが、もちろんなかなか分かりにくい。専門的な部分がありますので、こういうケースのときにはこの介護。それから、このケースのときには看護とかですね、やっぱりその組み合わせによっていろいろなメニューができてくるので、なかなかその判断、それから自分たちがどうしていったらいいのかということを決め難いところがあります。

先ほど言ったみたいに、母の場合は私がいる。でも、誰もいない人たちですよ。お一人暮らしの方もあれば、それから、やはり少し分かりにくくなった。私もだんだんその認知症になっていく状況というのはつぶさに見てきていますので、ですからもう日常生活の中で判断ができなくなった状態もよく分かります。そういう方々が、やはりその包括支援センターに行ってご相談になるときに、スムーズに進みにくい部分というのはないのでしょうか。

というのは、そういう方々というのはなかなか自分の思いも伝えられないし、それから、何をしていたらいいのかっていうこと自体が分からない。そういうケースの場合は、特別にやっぱりいろいろな対応を考えていただいているんじゃないかなと私は思うんですけど。

そういう立場でも安心してやっぱり受け入れられるような、そういうその具体的な取り組み、それから安心させていただけるといったような相談の場所の開き方みたいところで気を付けていらっしゃるというようなことはありますか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

まず、介護保険の場合は、当然ご相談にいられて、それから介護保険の申請の方をしていただくようになります。その申請に基づいて、町の方から認定調査員が調査に伺います。そして、その調査に基づいて一次判定としてコンピューターの判定を行い、それと同時に主治医の意見書を付けていただきまして、それで今度、介護認定審査会の方で二次判定ということで、ここで介護度が決定されます。認定の方が、要支援1から要介護5まで、それと非該当ということになります。その結果の通知を、ご本人さまに通知を行います。

そして今度、サービスを受ける場合にケアマネージャーということで、ケアプランを作成を致します。当然、ご本人さまと話をしながら、相談を受けながらいうことで、それでサービスを利用するようになります。

そういうような流れになっております。

以上です。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

まずは認定ですよ。まずは、認定が要ります。

それで、私がちょっと心配してる部分というのは、その介護認定を受けるということですよ。受けるというときに、そのお一人暮らしの方だとか、やっぱり高齢者同士の世帯の方々っていうのは、地域の中で、多分集落の中には民生委員の方とかいろいろな方がいらして、やはり自分たちだけじゃなくて、そういう周りの人からの支援もあって、そういった認定を受けた方がいいんじゃないか、みたいなこともあったりはするのかなというところも想像するんですけども。実際、個人のプライバシーの問題が非常に高うございますので、この人はこうだった、この人はこうだったっていうことはなかなか出てきませんので、分かりにくい部分があるんですよ。やっぱりその当人になるとね。

だから、こういうケースのときにはやっぱりその民生委員の方の力を借りるとか、そういうふうな連携ですよ。包括支援センターと、それから地域の民生委員の方ですとか、地域の方々とのその協力体制ですよ。そういうものがあって、私はその介護認定に結び付いていくケースっていうのもあるのかなと思ったりもするんです。これは分からないんですけどね。そのご当人が来られる様子を見て、その介護認定を早く受けた方がいいよねっていうふうに包括支援センターの方が判断して、そういう手続きにずうっとこう進んでいかれる場合もあるかと思うんですけど。

そういう、誰がどうこうというわけじゃないんですが、どういうケースで認定の作業が進んでいくのかなっていうところを、私、すごく気になってるんです。ですから、ご希望になる方が、というか必要な方がやっぱり必要なケアを受けられる、その入り口なんですよ。

なかなかね、私も何回か包括支援センターへ行ったんです。でも、なかなか自分が何をさせていただきたいのか、何をさせていただけるのかっていうところが分かりにくいところがあったので、なかなか高齢者だけの世帯の方が相談に行くとかね。それから、もう、少し自分のことも分かりにくくなった方が自分のことを申請するとかって、なかなか難しいと思うんですよ。

そういうところってどんなふうなケースで挙がっていつてるのかということに、非常に私は心配をしてるんですけど。心配のし過ぎでしょうか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

まず、包括支援センターの方へご相談に来られたら、包括支援センターの方の職員が保健師さんとか専門職がおりますので、お話を聞きながらですね。介護サービスを受けたらええとかいうことで、この手続きの方へずっと進んでいくようになると考えています。

以上です。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

分かりました。まずは窓口と、それから包括支援センターの方に相談をして、やっていくということですね。

やっぱり、今、いろいろな地域にはケースがありまして、あったかふれあいセンターとかですね、それから地域の方々の見守りというのも、だんだん行き届いてきてるんじゃないかなというふうに思います。

そうです。私も、あったかへ行かせていただいてもう何年かになるんですけど。お手伝い行かせていただいて何年かになりますけれども。その中で、その体の変化とか、それから日常生活の変化に気が付いて、少し別な支援が必要じゃないかなっていうふうな形で、そのケアの方に進まれる方もあると思うんです。そういうふうに、地域の中でいろんなことを利用しながらやってらっしゃる方は、どなたかが見つけていただいて、そしてそういう方向に進んでいけると思うんですけれども。

私は心配してるのは、とにかく高齢になりますと、一人暮らしをしたりする方々が、やっぱり受けられるものをきちっと受けられるようにすることが大事だなと思うので、また、ますますそういう点にも視線を注いでいただいてお願いしたいなと思いました。

とてもいろんな手続きがいっぱいあるし、それから書類もいっぱいあって、何の書類を書いているかなっていうくらい、次から次へといろんな書類が来るんですよ。それで、その書類に判は押さないかん、サインはせないかん、代理者がいれば代理者が入れる。でも、ご本人のサインも要するというようなことで、いろいろと手続きがですね、やっぱりこのサービスを受けるというのは大変だなあと思いました。そういうことを高齢者の方がご自身でやっていくっていうのは本当に骨の折れる部分だなと思って、そのケアを受けるまでのケアもやっぱり要るんじゃないかなっていうことを思いましたので、この質問をさせていただいたわけです。

ですから、非常にやっぱりいろんな方が熱心に一人一人のことを考えて、この人のケースのときにはこの対応をしていかなきゃいけないし、それから、家族がいらっしゃれば、その家族のケアまでも含めて、今、考えてくださってます。一概に、いろんな介護や看護を受けようとしても、ご自身だけじゃなくて周りのこともあります。環境のこともあります。今、ほんとに私が体験させていただいて思うのは、その窓口をたたいて、それから仕事が進んでいきますとね、その認定を受けたり、何だりかんだりいろんな手続が進んでいくと、本当に素晴らしいケアをしていただいています。一生懸命その人の立場に立ってですね、相談にも乗ってくれるし、それから、こういうことがあるよとかいうことをいろいろ細かく教えてくれるんですよ。その中から、じゃあ今のケースだったらこういうことをやりましょうというふうな形で話し合っただけで進んでいくんですけど、私が心配してるのは、その窓口をたたくことができない方がいないように頑張りたいという思いで、1 番の質問でした。

2 番に移ります。

これがですね、在宅介護をしている人たちへの支援の補助ということなんですけれども、いろいろ制度がありますね。たくさんあるので、全部は私もよう質問しないんですけれども。

その中でも、今私がちょっと、自分が経験した中で思うことが2点ほどあります。

それは、在宅介護手当の支給に関する条例というのが黒潮町にあります。

それと、あと介護用品の支給という制度もあります。それでこの制度、今、ちょっと2つしか私は今まだ勉強不足でほかのことよう話はせんのですけど。この手当の支給とかについて、どういうふうにその制度をですね、まあ内容ですね。

それと、気になってるのはこの支給日の問題です。

一応、支援は受けれるというのはいっぱいあるんですけども、その在宅になった人たちの支援日がかかなりかなり期間があるんです。3カ月以上空いたりとかというようなことがあるんですね。

そこらへんの基準というのはどういうふうになっているのかというのを、2番の答弁に併せてご答弁いただきたいと思います。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは坂本議員の一般質問の1、在宅看護、介護についてのご質問のカッコ2、在宅介護をされている方への補助金制度の内容と支給日はどのようになっているかについて、通告書に基づきお答え致します。

町では、黒潮町在宅介護手当の支給に関する条例に基づき、在宅で介護されている介護者を激励し、その労に報いるとともに、町民の福祉の増進に寄与することを目的として在宅介護手当を支給しています。

支給要件につきましては、黒潮町に住所のある方で、被介護者の状態が。

1つ目は、介護保険法でいう要介護4、または要介護5に認定された方。

2つ目は、寝たきりの高齢者で、その状態が3カ月以上継続している方。

3つ目は、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関するセイレイ省令の規程に基づく認定を受けている方で寝たきりの方。

4つ目は、認知症高齢者については、医師が認知症を認める方で認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のうちⅢランク以上で、その状態が3カ月以上継続している方のいずれかに該当する方となります。

また、町税等に滞納がないことも要件の一つになっています。

手当の支給につきましては、月の半分以上を在宅で介護している場合には、月額1万円を支給致します。

また、ひと月の介護給付費が10万円未満の月は1万円が加算されるので、世帯によっては月2万円の支給となります。

支給は年2回で、10月と3月に申請を受け、申請の内容と合致しているかについて精査し、12月と5月に支給する仕組みとなっています。

また、黒潮町介護支援特別事業実施要綱の規定に基づき、在宅介護をされているご家族の経済的な負担を軽減し、要介護高齢者の在宅生活の継続への支援を目的として、介護用品の現品支給を行っています。

支給は、一人当たり月3,000円以内となっており、6月、9月、12月、3月の年4回の支給となっています。

そして、3カ月以上支払いが空くというのはですね、申請書に基づきまして入院施設の入所等の日数の実績を確認を行いますので、支給申請をした場合に国保連の方へ、病院、施設から医療費の請求が行きますので、国保連の方で審査の時間が、入院の場合は3カ月、それから介護の場合が2カ月かかりますので、その間、時間を要すものです。

以上です。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

そうですね。在宅介護手当の支給に関する条例というのは、条例ですので議会で議決して条例ができるわけなので、私たちもこれでよしと思って議決をして進んでいったんですけど。いざ、その支給を受けようと思ったときに、はたと気づいたのが、その第5条ですね。

第5条の中に、前期は4月から9月分までで、申請月が10月。それから支給月、さっきお話がありましたみたいに12月に、4、5、6、7、8、9を12月。それから、10月から3月までを5月ということなんですよ。その前に、3カ月の期間が要ることなんですよ。支給されるまでに。

ということはですね、うちの母の場合は9月の28日に病院を退院しまして、それで申請書を10月過ぎて申請したんです。そうすると、その申請月は入りませんね。1日に申請すると入るのかな。まあ、いろいろ細かいことあるらしいんですけど。その退院した月は9月です。でも、申請した月が10月です。となると、その10月という月は申請月なのでカウントされないですよ。で、11月、12月、1月の3カ月が経過した後から申請月なので、11月、12月、1月の3カ月分が5月に支給をされるわけですよ。

これはね、ちょっと私、長いなと思ってこれ見たんです。せっかくいい制度なので、何とかもっと早く支援できるようにはならないのかなと思ってんですけど、このあたりはどうなんですかね。

ほかの地区にも調べてみました。1年に1回という所もあるとおっしゃってましたし、それから2カ月に一遍の所もあります。そういうことを考えると、もう少しこういう支給日が緩和されるんじゃないかなと思って見てるんですけど。

おむつなんかの尿とりパッドや介護用品なんかについてもちょっとある程度は、2カ月、これが3カ月以上あって4回の支給なので3カ月に1回ですね。そういうのもやっぱり、もうちょっと早くならないのかなというふうに思ってるんですけど。

そこをお願いしたいと思います。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

在宅介護手当について、まずお答え致します。

在宅介護手当につきましては、目的として、在宅で介護されている介護者を激励し、その労に報いるとともに、町民の福祉の増進に寄与することによりいうことですので、生活手当ではないことから現状の支給回数でご理解をいただきたいと思います。

それから、介護用品の支給につきましては、この要綱によりますと、入院または介護施設等への入所があった場合は、在宅で介護した日数を当該月の日数で除した割合が5割未満の月は支給しないとなっております。

で、介護施設および医療機関が国保連合会へ、先ほどもちょっと言いましたが、翌月請求を致します。国保連合会ではその請求内容を審査しますが、その審査に時間を要することとなり、介護施設の利用状況の確認ができるのが2カ月後。それから、入院状況が確認できるのが入院した月から3カ月後というのが実情でございまして、月の半分以上を在宅で介護されているかを確認させていただくため3カ月の時間がかかりますので、介護用品の支給については3カ月に1回と。ほんで、年に4回ということに今なっておりますので、それもまたご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番 (坂本あや君)

やっぱりどうしてもですよ、この国保連合会からの審査は3カ月かかるものなんですかね。その審査の内容って、どんな審査がされるんですかね。

退院するときにはですね、退院証明書って出るんですよ。病院なんかこいても。

それから、施設から在宅に移る場合でもケアプラン立ってますでしょう。介護認定とか受けてますのでね。4、5というのは、絶対介護認定受けてるんですよ。それから、中には認知の方で。中にはですね。

いろんなケースはあるんですけども、必ずその4、5とかのレベルですよ。それから寝たきりになってる方っていうのは、その認定はあるんですよ。

で、どこにいるかが私は問題じゃないかなと思うんですよ。施設にいるのか、病院にいるのか、在宅になってるのかということで、なぜそこに3カ月がですよ、どうしても要るのかなというところがちょっと疑問なんです。その国保連合会からの返事がないと、絶対駄目なものなんですかね。

入院してない、在宅になってるっていうことが証明できたらいいのか。そのあたりっていうのはどうなんでしょう。もし、その在宅であるということが証明されればですよ、3カ月待たなくてもですよ、いいんじゃないかなと思ってるんですけど。

何でかっていうとね、結構この基準高いんですよ。介護度4、5とかね、それから認知になった方でもレベル3とかね。結構、もう介護が今日始まった、昨日始まったというような方に対しての支援措置ではないんですよ。ここまで来るまでには長い経過があって、どんどん介護度が上がっていったり、入退院を繰り返したり、いろんなケースがあると思うんです。そういう方々を対象とした支援措置であるにもかかわらず、結構、支給日までに時間が長かったり、それから認定までに時間がかかったりするんです。

特に、この場合は第2条の手当の基準ですけども、そのあたりは寝たきりの老人にあって、という前提ですよ。それから、そういう人を常時介護している人に対しての支援ということですよ。在宅の介護手当の支給に関するということは。

となるとですね、高齢者の人の一日というのは非常に重いものだと思うんです。私たちもだんだんだんだん年がたって高齢者になっていきますけど、若いころの一日というのは非常に、とても長くていろんなことができたりありましたけど、やっぱり年がいくと体内時計早くなるよねと私たちもよく話をするんですけども、一日っていうのがとてもあつという間に過ぎていってしましまして。でも、その一日、明日を迎えるというのはなかなか大変なことになってくるんですよ。そうした人たちに対する支援なのに、あまり優しくないなと思ったんです。

そして、これはあくまでも、その手当の支給については介護をしている人に対してですので、家族に対してですので、直接その人ではないということですよ。対象者が、その寝たきりの人に対しての支給ではない。でもね、もう亡くなってからもらってもね、やっぱりうれしくないかな。実際、うれしくないかなと思うんですよ。だったら、その介護をしているときにそれを支給していただく方が、何かいいかなって思うんですよ。

そう考えると、その期間を少しでも短くしてあげて、それで実際その在宅で介護をしているそのときに、やっぱりきちきちとその。せめて2カ月に一遍という所もありますので、なるべく詰めて支給をしてあげるのが介護をされてる人もですよ、やっぱり少しでも家族を支援していただけるということでうれしいんじゃないかなと思うんです。何か方法がないのかなと思いました。

何かもっと違う方法があって、もう少しその在宅で家族を見る人たちが、ああ、こういう私たちが見てることでこうして支援してくれるんだなっていうのを、その何か月も空けないでしてあげたら。1カ月に、次の月、次の月という事務作業も結構あるのかなと思いますけど、でも趣旨から言うと、やっぱりその頑張ってる期間

にやっぱり支給してあげたらいいんじゃないかなと私は思ったんです。

確かにね、介護というのはどのくらいの長さになるか分かりません。私たちも、介護をしてくださる方、ヘルパーさんとか来ていただくので、連絡ノートみたいなのを作ってるんですよ。連絡ノート作って、何時何分にどういうケアをしました、で、そのときのバイタルがこういう数字になってます、呼吸安定してますとかね。それから、便があったか、それから排尿量が何グラムあったかとかいうような形で皆さんだんだん介護していると、そういうふうな個人の情報のバトンタッチをしながら、いろんな形でかかわりを持って来ていただいているんです。

まだ私2カ月ですので、そのノートはまだ1冊終わってないんですけども、そのノートが何冊もありますよっていう方もいらっしゃるそうです。そうすると、介護ってというのはほんとに、何カ月やったらええ、何年やったらええ。でも、1日かもしれない、2日かもしれない、1カ月かもしれない、3カ月かもしれない。これは分からないんですよ。誰も、いつその介護というのが終わるのかってというのは分からないですよ。で、保証もできないです。だから、その3カ月だとか半年に1回だとかっていう支給というのは、少し長過ぎるなど思ったのが私の気持ちでした。

介護している人たちに対してという思いがあるのであればね、事務作業は少し煩雑になるかもしれませんが、一日でも早く支給してあげて、そして、目の前にその介護をしていただいている人がいる。その人に対して、やっぱり何らかのことが介護者もできるわけですから、そういうところをもう少し細かくできないものかなというふうに思いました。

すぐにですよ、これ条例改正ですので、また議会でここを変えていかないといけないんですけども、少しでも改善できる場所があればいいんじゃないかなというふうに私は思ったので、ここでこうやってお話をさせていただいているんですけども。

ほかにも多分、同じようなケースがあると思うんです。どうしても動かせない基準というのもあると思うんですけども。ただ、町で融通が利かせられる部分があればですよ、少しでも改善できる場所は改善していただきたいと思うんです。

いろんな、人が生活をして、生まれて生活してずっと生きていく間にはいろんなケースがあって、いろんな人にお世話になって、いろんな支援を受けて、私たちは生活していますし、そのケースがあるんですけども。やはり、特に介護の問題だとか、それから障害児・者に対する対策だとかってというのは、ほんとにそのケースが、その人数の数だけケースが違うじゃないですか。ですから、とても一つの条例ですべての人に対して満足のいくようなことはできないかもしれません。だから、この人にはこれでいいかもしれないけれども、この人の場合は少しこれでは足りないところがあるよねっていうのが、なかなか出てきます。ですから、すべてがすべてこの条例でできるかということにはなりませんけれども、もしこの条例の中で、ここまではやっぱり自分たちの町の努力でできるよねっていうところがないか、もう一度考えていただきたいんです。そうすると、もう少し見直しのできる条例とか、私たちが気が付いてないところでも、条例のこのこの部分を少し変えてあげるともう少し生活がしやすくなったりとか、もうちょっとうれしかったり、頑張れるかなっていうようなそういうものが、どこかちょっといじるといいのかもしれないって思うんです。だから、それをぜひ考えていただきたいなと思いました。

で、いろんな、自分がその当事者にならないとなかなか分からないことというのも結構あるなと思いました。私、この介護手当の条例、以前この中にもあって。多分、1カ月在宅になってなかったら支給はされなかったのを半分あればという形で、矢野さんね提案していただいて、半年、半月あれば1万円お支払いしましょうという形で、少しこれ緩和されたんですよ。緩和されたのをそのとき私気が付かなくて、あ、いいよねって、

頑張れるよねって思いました。で、いい条例だったなと思って印象に残ってるんです。それが頭にあったので、ああ、こういうことあったなと思って、私申請出したら、あ、そうなんだ、半年後なんだ。で、申請したその月に入らないんだということが分かって、もう少し何かならないのかなって思ったんです。せっかくいい方向にいったんですから、まだまだいい条例になっていくんじゃないかなというふうに思います。

そんなことがほかのものに対してもあろうかと思しますので、もう一度、言葉にならない思いついていうのを何か持ってらっしゃる方いるんじゃないかなと思うんです。私しゃべりますけど。やっぱり、もっとこうだったらいいのにな、もっと楽になるのにな、もうちょっと頑張れるのになってというような思いを持って、こういうものを受けてらっしゃる方もいると思うんですよ。

だから、そんなところをもう一回見直してもらう機会にさせていただけないかなと思ってるんですが、いかがでしょうか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

また、すぐにとはちょっとあれですが、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、ちょっと見直しというか、そういうことをまた考えていきたいと思えます。

以上です。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

ありがとうございます。見直しをしていただけるということですので、そちらに期待します。

今、私がこの場で、ここをこうしろあしろというようなことまでは、まだ私も勉強不足で申し上げることはできないんですけども、やっぱり思いを形にするような条例であったりとか要綱であったりとかにしていたら、ほんとにこの町で暮らして良かった、ここでやっぱり介護もできて良かったなとか思うんじゃないかなと思いますので、ますますよろしく。頑張ってくださいと思います。

それでは、カッコ3に移らせていただきます。

カッコ3については、重度障害児者への在宅支援で、医療機関を受診するときの看護師の同行を支援する動きが出ているようだが、本町ではどうなっているかということです。

私、あんまり知らなかったという大変申し訳ないですが、ほんとに。介護を自分がいろんな病院の機関に連れていくときに、やっぱり一人で連れて行く。例えば、うちも点滴がぶら下がってるんですけども、その点滴を持って車に乗せて、それで病院へ行くわけですよ。それに、まあゼイゼイ言っていると、たんの吸引をしたりとかっていうふうに要るんですよ。なかなか大変だなと思いました。

ほんで、また特に体の自由が利かないということになるとですね、よっこらしよとかき上げるだけでも大変、誰かに助けてもらいたいとやっぱりすごく思いました。だからそういう面で、まだまだそういう移動に対する支援というのは要るんだろうなとは思ってるんですけど。

まずもって、今回は県の方からも動きがあるようで、各市町村の中でもこういう在宅の支援に対して補助が出るような形になっているということで条例をだんだん整備している、条例を準備している所があるということをお聞きしましたので、黒潮町の状況はどうなっているのかなということをお聞きしたいと思います。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、坂本議員の一般質問の1、在宅看護、介護についてのご質問のカッコ3、重度障害児者への在宅支援の医療機関を受診するときの看護師の同行を支援する動きが出ているようだが、本町ではどのようになっているかについて、通告書に基づきお答え致します。

今年度、平成29年度、高知県では、障害福祉サービス等確保支援事業に医療的ケア児等支援事業を加え、人工呼吸器や胃ろう等を使用する医療的ケアが必要な障がい児や障がい者が医療機関への定期受診をする際、医療的ケアを行うために、訪問看護師等が付き添ったことに要した費用を市町村へ助成する補助制度事業を開始しています。

本町におきましては、議員のご質問にあるような、在宅支援で医療機関の診療するときの看護師の同行を支援する補助事業の活用は実施しておりません。

今後、障がい児・者の在宅生活や介護するご家族への支援は必要であると考えますので、事業を検討し、必要に応じ実施したいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

実施をするような方向で検討するということですので。

私も何件かお聞きするところによると、年明けぐらいから、こういった対応について進めていけばいいんじゃないかというふうにお考えで取り組んでいらっしゃる市町村もあるようなんですけれども。本町としては、今年度中ぐらいには整備ができるようなスケジュールで進んでいくのでしょうか。

といいますのは、さっきも言いましたけれども、必要なことは一日でも早く実行していただきたいと思ってるんです。今、どうも本町では対象になる方がすぐにはいらっしゃらないかもしれませんが、もしそうなったときには、すぐに対応できるような準備をしておくべきだと思います。実際、日々の生活の中で今やってらっしゃる方もいるわけで、そういう方がいらっしゃるのではこの必要性というのが出てくるわけですので、黒潮町も暫時やれるようになったんだったら、暫時やっていただけたらいいなと思ってるんです。

それで、今、さっきおっしゃったみたいに介護士さんが病院なんかについてきてくださっても、それは補助対象の事業にはなっていませんので、ボランティアというような形でその事業所の方が付いていくような状況もあります。で、このまま一人では行かせないというような形で付いてきていただいたりするようなこともあるようなんですけれども、そんなことにならないように、きちっと整備をしていただきたいなと思っていますし。

今は本当にさまざまな対応ができていますが、これも整備をされないと使えないので、その時期というのは今年度中をめどにやっていただけるものなのでしょうか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

現在、地域ケア児等支援事業について、いろいろと算定などを実施に向けて今検討中ですので、早い時期に実施したいと考えています。

以上です。

議長（山崎正男君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

議長（山崎正男君）

これで坂本あや君の一般質問を終わります。

この際、1 時 10 分まで休憩します。

休 憩 10 時 50 分

再 開 13 時 10 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、小永正裕君。

7 番（小永正裕君）

一般質問を始めます。

私の質問は1 問だけですので、すぐ終わると思います。よろしくお願ひ致します。

佐賀中村間一般道路国道 56 号線、今回の場合は、佐賀大方向ということになりますね。入野間というか。

この道路の、現実化じゃなくて実現化ですね。

この道路の実現化には大西町長の大変な努力があつて、その結果だと思ひます。聞くところによりますと、国交省の職員の人たちと人間的な関係を密に構築するために、日夜を問わず大変な努力をされたと聞いております。どうもご苦労さんでございました。

ただ、この高規格道路の法線を発表するに至ったことはご同慶に堪えません。これに関して、黒潮町、あるいは本町の住民から、国土交通省へ何らかの陳情、要望などを行ってきましたか。そうであれば、どのような内容であつたのか。

その法線が発表された後ですね、縦覧期間があつて、10 月でしたか、その入野地区の皆さんに対しての、測量に入るからということで、その説明会。10 月でしたかね、あつたと思ひますが。私は縦覧に行けなくてですね、この説明会に初めて行けたんですけども。そのとき、ルート、工法などが、住民の皆さま、私も初めてその情報の一部を知ることができました。この発表されたルート、工法に対する町長の評価、ご感想を伺いたい。

住民の中には、このルートなどに関してさまざまな危惧（きぐ）を抱く方も少なからずおられます。それは結果的に、本町の町政振興への影響であるとか、若い者が少子高齢化、それに突き進んでこれを食い止めようとする試み。それから農業者たちの環境保全、それから将来に対するいろんな心配事。一番大きなきっかけになるのは、南海トラフの大地震による大変な恐怖。

こういうことを感じての方がおられると思ひますが、ルート、工法の見直しが必要ではないかというふうな考えで質問を致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、小永議員の 1、佐賀中村間高規格道路についてのカッコ 1 の中で、まず、黒潮町、あるいは本町住民から国土交通省へ何らかの要望を行ったのか。また、ルート、工法の見直しについ

てのご質問にお答え致します。

高規格道路、一般国道 56 号佐賀大方道路につきましては、昨年度、高知県が都市計画決定を行い、今年 4 月 1 日に国土交通省に新規事業化していただきました。

今年度については、8 月から 9 月にかけて測量立入説明会を開催致しまして、順次測量に入っているところでございます。

要望活動につきましては、これまで、黒潮町はもとより、高知県や四国横断自動車道佐賀～四万十建設促進期成同盟会など、各種団体を通じて持続的に四国地方整備局ならびに国土交通省へ要望をしております。

要望内容と致しましては、片坂バイパス、窪川佐賀道路、大方改良事業の早期完成を含め、佐賀大方道路の早期事業化を要望してまいりました。

ルート決定の経緯につきましては、国土交通省がルート帯やインターチェンジ設置位置のアンケートを行い、地域住民や企業、道路利用者の意見を取り入れて、ルート帯を決定しております。そのルート帯の中で当町などへのヒアリング結果を基に、お寺、神社やお墓などのコントロールポイントを避けて、現在のルートになっています。

よって、ルートにおきましては、基本このルートで進めていくものと理解をしております。

その後、都市計画決定に当たって、昨年 10 月 14 日から 10 月 28 日にルート図面の縦覧期間を設け意見公募を行って、10 月 19 日から 21 日の 3 日間、3 カ所で住民説明会を開催しております。

今後、国土交通省において、現地測量等を踏まえ詳細な道路設計が進んだ段階で、道路構造等について、地元との協議として地元説明会が開催される予定と伺っております。

工法におきましては、道路構造などの協議をする中で、町として住民の皆さまに十分な説明がなされるよう、国土交通省と協議をしながら、必要な場合は要望も行ってまいります。

以上です。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

ルートと工法についての評価ということでございますが。

まず、ご理解はいただいていると思えますけれども、まずルートです。こちらは課長の答弁にもございましたように、住民の皆さまにアンケートを取らせていただいて、比較路線の中の一つの路線が決定されたということになっています。

事業化の可否を問う前に計画段階評価という作業が必要になっておりまして、その際には、比較法線を提案して住民の意見を聞くということになっております。そちらの聞き取り項目から判定されて、比較法線のうちの南側ルート帯が決定されたと、こういうことになっております。

それから、このルートでございますけれども、先ほど課長が申し上げましたように、避けることが望ましい施設がたくさんございます。例えば、学校でありますとか病院でありますとか、あるいは答弁させていただいた神社仏閣、それからお墓。こういったものを除いた上で、かつ、構造令に従った構造にしようとする、もうほとんど自由度がかなり制限されるといいますか、今の法線でしか引きようがないというのが現状ではないかなと思っています。

それから工法でございますけれども、こちら、一番コントロールされるのはやはり B/C（ビーバイシー）でございます。例えば、トンネルから出てくる残土を残土処理をした上で、低い所を●●●を立てて交換し

ていくという作業よりも、トンネルから出て残土、あるいは切土を盛土に使うことで工費を抑えると。そういったことで、全体的なB/C（ビーバイシー）を整えて事業化になったと理解しております。

従いまして、かなりの制約があった中での事業化ということになっておりまして、ある一定、現在、国土交通省から提案していただいているルートでありますとか工法については妥当であると判断しております。

しかしながら、議員からご質問いただいておりますご心配される点が多々ありますし、自分たちもまだまだ解決をしていかなければならない点が多々ございます。優良農地を通ることから、その優良農地削減で町の、例えば農業振興に及ぼす影響でありますとか。あるいは、ご指摘もいただきました、津波によってその盛土構造がどうその地域に影響を与えるのか。こういったことはまた時間がございますので、国土交通省としっかりと協議を進めながら取り組んでまいりたいと思います。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

私が初めてこのルートを知ったのは、先ほど言いましたように説明会のときですね。来たときに、比較的人数は少なかったんですけど、坂本議員もおいでておられました。

そのとき聞いたんですけども、そのルートは私はそこで初めて聞いて、細かいところはまだどこを通るかよく分からなかったんですけども、工法を聞くと盛土式ということを知りましたので、その盛土となるのは高さ何メートルですかというて聞きますと、15メートルの高さにするというところでございました。

で、それちょっと考えてみると、岩崎いう所ですね。あそこの加持川の橋の所ですけど。あそこから橋脚を架けて、クロネコヤマトですかね、こちらの方へ橋架けて渡ってきて、それで今、太陽光発電で広いパネルをあそこへ並べてますけども、あそこから右の方へずっと曲がって、町長が力入れて造った第三セクターの缶詰工場が引っ掛かるということになっております。それまでは、タバコ耕作者が広い所を何軒かの方が作っておられます。で、ハウスに掛かるかどうか。それから、早咲の裏の方を通過して早咲国営団地、ここのまた開かれた農地を通過して、錦野団地の裏を通過して、新しい庁舎の裏の方へ出ていく、というふうなことを初めて聞いたわけですけど。

ただ、その15メートルの高さに土を盛るということは、一番下の方は直接、田畑、ハウスに掛かる幅ですね。それは何メートルぐらいの幅で土を盛りますかというて聞いたら、一番下の所が大体55メートルから60メートルの間で幅を取って、15メートルの高さに土を盛るというふうな説明聞きましてですね、先ほどちょっと触れましたけども、農業者の方々の農地の減少、こういうことも非常に心配になるということもありますし。

それから、土地を盛って堰（せき）をするわけですから、国が発表しておりますその巨大津波が押し寄せてきた場合ですね、15メートルのその高さを。東北の地震を見ても、あの田老町という、有名なスーパー堤防を造った町がありますが、今は合併して、有名な何とか市の一部になっておりますけども。そのスーパー堤防が有名になって、世界中の防災関係者とか自治体の人たちが年中視察にずうっとおいでたいうことで。日本国中じゃなくて、世界中から来られておったというくらい、万里の長城と別名あるぐらい有名な堤防でございました。それは、普通の防波堤の場合は高さが10メートルらしいですけども、一番東側の海に近い防波堤が大体15メートルぐらいになってるらしいですけど、そこが波で破壊されてしもうた。それで裏にある、二重構造になってるみたいですけど、そこの10メートルの防潮堤を乗り越えて、被害が多く出たと。1,000人の方の犠牲があったというふうなことを言われております。

防波堤のおかげで、逆に入ってきた波ががれきを海の方へ押し流していくということは最大限少なかったらしいですけども、その強力な防御のための盾がですね、波の力で打ち砕かれたということは大きなショック。こ

れは、1 平米当たり数十トンの力が加わって破壊されるということらしいです。

私は小さいときに、おんちゃんの人から、おまえ、この世の中でいちばん偉いもの知つとるかいうて聞かれたときに訳が分からんでですね、そんなもの分からんぜいうふうな返事しとったら、骨のないものが一番強いぞ、いうて言うわけですよ。ところが、そのおんちゃんがまた言い換えるのは、強いじゃなくて偉いぞいうて言うわけですね。強いものはほかにもいっぱいあるけども、風とか波とか、骨のないものは一番強いと。柔らかさそうで、力を出されたら、何でも砕かれるというふうな話やったんです。今になって気が付きますけどね。でも、そういう人間の知恵を働かせて、防潮堤という盾を立派なもの造ってもですね、破壊されて、自然の脅威にはなかなかあらがうことはできないというふうな現実も、また事実なわけです。まあ、高台に移るのが一番ええということらしいですね。東北の地震でも吉野という所は、元東大の教授の言うことを聞いてですね、何年もかけて高い所へ移ったというふうなことで、今度の津波被害でも全く支障はでなかったというふうな報道もまたあります。

それと、町長が先ほど言いました、力入れて造った第三セクターの缶詰工場も全部掛かるということですね、今度3月の議会のときにちょっと聞いたんですけども、ルートが発表されてどうも引掛かるというふうなことは耳にしましたんでそれを聞いたら、まだ何も対策は考えてないというふうなご返事でございました。これはせっかく造り上げた大事なものを、ここもまた取っ払ってしまわんといかんなるというふうなことですね、これの心配もあるがですよ。生産を伸ばしていただいて、もうかっていただきたいというふうな気もあります。今まで、町からの補助金とかそういうもので2億2,000万以上注ぎ込んでおりますんで、これは早く元を取って、雇用も増やして、いうふうな方につなげていただきたいと思うわけですけども、これについても支障が出てくるんじゃないかというふうな心配もあるわけでございます。

それと、さっき言いましたように、農家への心配。

それと、その津波によって、そのせき止められた波の行き場がなくなってですね、ここの地域は昔の、例えば宝永の地震ですね。1707年にマグニチュード8.9か、それくらいの規模で押し寄せた波があつて、11波、11回押し寄せてきたと。

ちょっとメモしてきたんですけども。

1707年10月4日午後1時に、宝永の大地震が起こったと。同下刻津波打ち入りて、海辺の財貨一カ所として残る方なし。午後3時より午前4時まで、昼夜11度、波が打ち来たるなり。中でも第3番目の津波が高く、山の中腹にある家も多く漂流する。流されてしまったというふうな記述が残っております。こういうのは波と波がぶつかったりして、一度来たものが引き返してまた来ると、そういうことを何回も繰り返してやっています。

それと、この前の東北の地震のあれも見てみますと、3月11日の午後2時46分に津波が発生して、その2、3分後に大津波警報が出されたんですね。ほんで、各県で3メートル、6メートルというふうなレベルの警報が出た。それからまた15分後くらいに、今度は10メートル以上の津波が押し寄せてくるというのが発表されて、それが翌日の3月12日の13時50分。午後2時ごろまで10メートル以上の津波の警報が出ておりますから、この宝永の地震のときの、ここへ、入野地区とか佐賀区の方へ押し寄せてきた波の何回も来るという記録がですね、この前の東北のあれ参考に検証されたものを見てみても、おんなじことの繰り返しというふうなことになっておると思います。

これをやられるとですね、立派な堤防ができて波の行き所がなくなると、鞭の方から入ってくる波と蛸瀬川から入ってくる波とが入野地区で一緒になってですね。今、避難タワーが4基礎ありますね。万行、新町、浜の宮、それから早咲とありますけど。17メートルくらいの高さですけども、この高さで大丈夫かどうかというふうなことをこの前の国交省の方に聞いたんですけど。その計算してますか、いうふうなことを聞いたんです

けども、返事がなかったわけです。それで余計心配なってる。もし、そういうことを想定した上での高さ、強度ならまだ構いませんけども、それが返事がなくてですね、これはどうなったのかと。考え直す一つのきっかけにもなるんでないか、というふうな心配にもなったわけですけど。

いかがでしょうね。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁させていただきます。

津波の影響ですけれども、当然のことながら、現在想定されております最大値、これを想定して計画高は設計されていますが、その構造物によって、その近接地域にどう影響を及ぼすのかというのは、調査自体はこれからです。

まだ始まったばかりでして、現段階ではまだ詳細は何も決まっていないというのが実態でございまして、その詳細を詰めていくための詳細測量をさせていただく作業を今、14キロの中でやっていたところですよ。

従いまして、その詳細の設計を書き終えるまでに、自分たちが懸案と思われることを常にコミュニケーションを図りながら、これはどうですか、これはどうですかといった作業を、ずっとこれから繰り返していくことになります。

その中で、議員からもご指摘いただいています、この津波の影響。これはもちろん大きな課題でございまして、そちらについてもしっかりと国交省の方に説明をしていただけるよう、また、住民の皆さんに構造的にご安心いただけるような説明をしっかりとさせていただくように、これから話し合いを続けてまいります。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

決定ではないと。最終決定ではないというふうなことは、その国交省の人もこの前の説明会のときにはおっしゃっておられました。何かよっぽど理由がないと、でも変更はなかなか難しいような話でございましたけどね。

農業者の方にですね。このルート、工法を決める前に、国交省の四国地方小委員会というのを1回、2回、3回と開かれています。1回目開かれた後で、地域への意見聴取というのがされてますね。これは平成26年2月4日から2月24日まで。意見聴取内容が、地域の課題を解決するための道路の役割。聴取方法はヒアリング。これは対象者が、関係自治体、それから団体、道路利用者。これと別にアンケート。アンケートの対象者は、地域住民、企業、道路利用者というふうになっておりますが。

このヒアリングの場合は、まちづくり課長なんかが行ったわけですか。

これは小委員会が3回あって、その間に1回ずつ2回行われておりますね。それから第3回目の小委員会が終わって、対応方針の決定というので概略ルート、ルート帯ですか、さっき町長言われておりました。これとか、構造について決定したというふうなことになっておりますけど。

住民の人、農業者の人とか、私の知り合いの人、いろいろ聞きましたけど、アンケートの対象になった方知りませんかと聞いて、私よりかその農業者の人が聞いた数はずっと多いんですけど、誰も知り合いの人とか友達の人がアンケートを答えるような立場に立ったことはないというふうな返事やったがです。

この団体というのもどういう団体やったか、ご存じやったら教えていただきたい。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは再質問にお答え致します。

第1回のアンケート調査には、2月3日から2月24日にかけて、地域住民全世帯5,357世帯に郵送で送付をし、はがきによる回収という形で実施をしております。

企業につきましても、町内の全事業所493事業所に配布をし、回収という形を取らせていただいております。以上です。

（小永議員から「ヒアリングした団体よ」との発言あり）

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

失礼しました。

ヒアリングした団体につきましては、道の駅ビオスおおがた、物産館サンリバー四万十、これは四万十市なんですけれども。トンボ公園、道の駅すくも。そこらへんの道路利用者の方へのアンケート調査も行っております。

ヒアリング調査につきましては、自治体、各団体等、トラック協会、商工会議所、商工会、消防署等、ヒアリングを行っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

そのアンケートの答えていただいたパーセンテージとか人数とか、そういうことも分かりますか。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

第1回目の回収率が、四万十市を含めて4,623票。これは四万十市が1万6,045部ですので、配布枚数は、四万十市と黒潮町合わせて2万1,895部になります。回収率としましては、21.1パーセントでございます。

第1回目の黒潮町の回収率も出ておまして、黒潮町としましては回収率16.1パーセントでございます。以上です。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

ありがとうございました。

それにしても、やっぱり少ないですね。回収率。

農業者の人が言っていましたけど、私の知り合いに知った人は誰もおらんみたいな話でしたけど。郵便で来て、その中身を確認して、はがきで投函して返事をするという確率が少ないということですよね。

2回目は、黒潮町で19.1パーセントの回収率やっただけですけど。まあ、あんまり本人たちの意識がない

か。私もあんまり意識がなかってですね、どういうふうにもその送られてきたアンケートを処理したか、自分でも全く覚えてないんですけど。

この2回のアンケートと、その団体、自治体の事情聴取によって、大体その対応方針が決められたということになってきてるわけですね。

それで、最終的な決定事項ではないといいますが、相当なお金を掛けて測量の仕事も出してるわけですから、これからいろんな面でも変更するということもなかなか難しい面があるかも分かりません。

ただ、先ほど言いましたように、別に黒潮町でもですね。旧佐賀町の農業関係者、それから旧大方町の農業関係者の人たちに聞いてみてもですね、ルートそのものが、一回思い起こしてみてもらいたいがですけど、中土佐町、須崎からずっと西に来て、宿毛へ抜ける予定される道路ですよ。今の56号の道ですけども。これは、窪川の方見ても中土佐の方見ても、ほとんど農地はつぶれてないですよ。山の中腹とか、そういう所に全部線が引かれておりますね。それから、中村から宿毛までの今あるルートも、ほとんど農地はつぶれてない。そういうルートですね。

ところが黒潮町に関しては、ちょっと気になるのが、昔の佐賀の方ですと、中角に出てくる農地がありますが、あそこの道を拡幅するということと、それから、伊田の方はほとんど山の中通るようになってますんで。あと、浮鞭のくろしおの駅の上流の方ですね、そこが掛かるような。国土交通省の人の話ですと、人家と、ちょっと墓も掛かるかも分からんというふうな話でございましたけど。

あと、浮鞭から早咲へ来ると、先ほど言いましたクロネコヤマトのそこからずっとタバコ耕作者が何軒かおられて、その範囲をずうっと60メートル幅でなくなるということになりますね。

通告書には細かいことも質問書いてないですけども、このタバコ耕作者とか、それから、このルートで農地がどれだけ減るかとかいうふうなことが、数字が分かればお答え願いたいわけですけど。

まあ、分からなければ構いませんが、よろしく。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

小永議員の再質問にお答えさせていただきます。

農地の減少の部分でございますが。

前もってですね。まず先に町と致しまして、この農地の減少、主に高規格道路に対して優良農地が減少する等々の農業への影響についてですね。

この影響を可能な限り抑制することを目的に、国土交通省、それから県の幡多農業振興センター、それから県の農業公社、それから町という関係機関によりまして、今年度から検討会を立ち上げて、その対策等の協議を開始しております。その中で資料ということで、まずご理解等いただきたいんですけど。

都市計画決定時の図面を基にした推測値で検討会用の概数値ということで申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、優良農地の部分で申し上げさせていただきますので、先ほど議員が言われました、浮鞭、それからヤモウチ団地、それから早咲地区、それから平成団地の部分での優良農地の減少でございますが、約7.7ヘクタールの部分が減少するのではないかとというふうに推測しております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

小永君。

7 番 (小永正裕君)

早咲の優良農地のことに関しましては、タバコ耕作者が結構あそこへ集まってるんですね。

あそこは早咲の方がもともと広く耕作しておりまして、ほんとは今のある 56 号線の南側もあったんですけども、ちょうどそのバイパスルートですね、大方改良いうことに名前代わりしましたけども。そこへ掛かって、今は国道から海側の方は全て放棄といたしますか。早咲の場合は水農地の関係で、早咲農地保全会という組織をつかって、農家、あるいは非農家が組織をつかって、地元の農地を大切に守っていきこうというふうなことで、子ども会とか農家でない方も協力してですね、田畑のお世話、清掃、そんなことを手伝ってやってるわけですけども。子ども会の皆さん、作業には必ず出てきて作業してくれます。で、優良農地を残そうよというふうな、国の補助をもらってやってる、もう 10 年近くなるわけですけども。これからもそういうことを続けていきこうよ、みたいな話があるわけですけど。ちょうどこのど真ん中をですね、何十メートル幅も優良農地がなくなるといふふうなこと考えると非常に寂しい思いがするわけですね。

それと、タバコ耕作者の人がなぜこちおるかということですけども。田の口とかほかの地区で作っておった人も、なぜここに集まってきたかということなんですけど、タバコを生産するのに非常に適応した場所であるということです。日当たりが良い。風通しも良い。それから、用水は途切れない。あと、水切れも良い。そういうことが条件が良くてですね、非常に優秀な葉タバコができるというふうなことらしいです。

ほんで、町外のタバコ耕作者の人が、知り合いがおりますんで聞いてみましたら、もう大方のは葉タバコは非常に評判がええと。特に早咲の分は四国でも有名くらい、その葉タバコの価値を上げてくれておると。もったいないことしたらいかんぜ、みたいな話を聞くわけですよ。こういうものがつぶれてしまうと、せっかくやる気のある人が、もう精神的にやっぱりダメージを相当受けるんじゃないかというふうな気がするわけですけど、何とかこういうものを、工法なり路線なり変更してですね、農家のためを思って生産量も減らないように。なお、もっと増やせるような方向へ持っていきってもらいたいと思いたいますが。

それと、水がね、津波の水が散ってしまうというふうなことはですね、力がそれだけ削げるわけですね。1カ所に集まると、非常に大きな力になるわけですから。仙台空港まで波が行きましたけど、その下の方に名取という町があって、非常に広い海岸線があるわけですけど。そこは高速道路が通ってまして、高架なんですよ、みんな。で、その下を漁船が流されて、市街地の方で横たわっておるいうのを確認してきたわけですけど。ああいうのは広い範囲で被害が及ぶかも分かりませんが、高速道路に対するそのダメージは非常に少ないということです。それで名取の人たちも、その高速道路の上へ上がって避難したというふうな結果にもなっております。

ただ、土を積むということは、60 秒以上揺られてですね、その間に緩んだ所へ波が来て、11 回も打ち寄せて引いていくというふうなことになる、せっかく造った高速道路も大きなダメージを受けるんじゃないかと。病院に行くにも困るし、救援にも困るし、というふうな結果になることも十分考えられるわけですね。そうこともよく考えた上で、今の工法なりルートなりを国交省の方へ持っていきいただきたいと重ねて思うわけですけど。

よろしくお願いします。

議長 (山崎正男君)

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは再質問に答弁させていただきます。

少し重複する部分もございますけれども、少し説明不足もあったかなと思いたいますが。

2 回に及ぶ住民のアンケートの結果を小委員会が最大評価をしてルート帯が決定したというのは、議員からご指摘いただいたとおりです。このある一定絞られたルート帯の中にも、先ほど申し上げましたように避けるべき施設が山ほどございまして。かつ、例えば急こう配で上げ下げしたり、あるいは急カーブを造ったりということが構造令上できませんので、そういった凄まじい制約の中で法線を引くともうこれ以外に引きようがないと、自分たちは説明を受けたときに思いました。そのぐらい過度な制約の中でぎりぎりのところで引いていただいたと、まずは思っています。

工法なんですけれども、工法も先ほど申し上げましたように、須崎以西のいわゆる高規格道路の整備手法というのは、料金で償還をしていく整備手法ではなくて、広く北海道から沖縄までの方の国民の税金で建設をする、そういうスキームになっています。従いまして、無料区間ということになるんですけれども。

なので、この道路を利用されない多くの国民の方々にも説明責任が果たせなければならないわけで、それはいずれにしてもコストを削減しなければならないと、こういうことになっています。その削減したコストの総量とベネフィット、いわゆる利益ですね、3 つの指標しかないんですけれども。それがクリアできて、やっと事業化の可否の判断が問えると。整備手法としてはこういうことになっています。

従いまして、国交省としてはどうしても、最初の提案は最も工費の安い工法の提案ということになるのは理解いただけるのではないかなと思っております。

その上で、例えば、今回の高規格だけでなく、例えば今自分たちが利用させていただいてる国道でありますとか、今、つけ替えをやっていたいております 56 号大方改良でありますとか、あるいはさまざまな公共施設とかでありますとか、こういった社会インフラの整備の際には、どこかでどなたかにご負担をお願いしてきたというのがこれまでの流れではないかなと思っておりますし。残念ながら今回も、例えば農地でありますとかそういった所にご負担が掛かってしまうと、こういうことになっています。

従いまして、町としての姿勢は、そこでご負担が発生するようであれば、その負担を最小限にとどめることができるような施策をこれから順次展開していくというのが僕たちが持たなければならない基本姿勢だと思っております。これは先ほど農業振興課長が申し上げた、農地についてはそういう検討会を立ち上げた、こういったことになってございます。本年度も既に 2 回開催しております。これからもまだまだ詰めて開催をしていかなければなりません、あらゆる手法を講じながら、その負の影響を最小限に抑えていくと。そういった姿勢には変わりはないです。

ただし、こういった懸案事項について、これも重複になりますけれども、しっかりと国土交通省の方に申し入れをさせていただいて、科学的見地に基いたデータでありますとか、あるいはさまざまな工法配慮、こういったものについてお願いをしまいたいと思います。

議長（山崎正男君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

もともと 3 つのルートがあったみたいで、1 つはほとんど今の現道に沿って、ちょっと拡張するぐらいのもんですかね。

それで、第 1 案というのが今のルートであって、あと、第 2 案というのが、もっと山側を通ってますね。これ、旧佐賀から中村までの距離ですけども。第 1 案、今のルートが 22 キロ、第 2 案というのがその山側のルートですけども、これが 20 キロですか。佐賀からですね。その距離で 2 キロの違いがありますね。

それと、いろんなことを調査して、遺跡が掛かる率が高いのが、その今のこの第 1 案。山側のルートは、遺跡に掛かる率が非常に低いというふうな評価が出ております。これは、今のこの大方改良というのが今できるバ

イパスとしたものですけども、ほんとは田の口の方へ真っすぐ抜けるルートやったのが、田の口に遺跡があるからということで急に曲がって、名前も大方改良に変わって、スーパーのそこから山の方へ上がっていくようなルートに変更されたわけですね。そういうことを考えてみても、山の中を通る方が遺跡に掛かる率が非常に低いというふうな評価が出ておるんで、これもちよっと、評価の仕方がおかしいことないかなというふうなこと。

それから、さっき言いましたように、波というものは非常に強いものです。そして、押してくる、ぶつかるのも強いし、引くのも強いですよ。それが何回も来るということで、土盛りが果たして持つかどうかいうふうな心配もありますけども、もう一つの第2案ですね。第2案の方は、その心配は全くないルートになっておりますね。

ただ、ここから田の口、上田の口の辺りから中村のインターまでは、1案も2案も3案もほとんどおんなじとこ通ってますけども、そこから東側は海のぎりぎりのところ。それから第1案の今示されたルート、それからもう一つのルートの方が、全く津波の心配もないような山の中を通るわけです。

おんなじこの狭い所ですね、3つの道が固まってできるということ自体も、その町の発展性に随分制約を与えるじゃないかと。もっと奥の方も通っていただいたら、アクセス道路もできるだろうし側道もできるでしょうから、もっと町の広がり、点から線へ、線から面へ広がって行って、より良いまちづくりができるんじゃないかと。

それから、先ほど言いましたように、一生懸命やって後継者もどんどん育ってますね。農業者も。そういう方たちが目標数字を出して、何年後には何名増やしていくというふうな数値目標あって、KPIなり何の数字を出して頑張っておるところでございますけども。

田舎の一番強みは、第一次産業のあるところですよ。第一次産業の生産基地となるその田畑をつぶすことが、どれだけこの先。ボクシングで言えばですね、ボディブローを食らって、町振興の妨げになっていくかいうふうなことが目に見えるわけですね。そこのところをもっと大事に考えていただいてですね、国交省の方にはしつこく食い下がって申し上げていただきたいと思うわけですけど。

繰り返しお願いします。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

先ほど申しあげましたように、しっかりと申し入れは致します。

それから、国土交通省で配慮をいただけるところ、それから自分たちが汗をかけるところ、さまざまあるかと思っております。それらを組み合わせた上で、できるだけ負の影響が最小限に食いどめることができるように、全力で取り組みを強化してまいりたいと思います。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

ちょうど時間が迫ってまいりましたけども。

ほんとに農地というのは、5年、10年でできるものじゃないんですね。昔の人は、御坊畑の方から西の方へ、中村の方へ山へみんな出掛けて行って何町歩もコメを植えてですね。機械がないですから手で開墾して、それこそ大変な努力をして立派な農地を5町も6町もつくったという話を聞いてびっくりしたことがありますけど

も。

もう今は機械があってもなかなか、後継者がまず第一おられませんので、できる限り今の農地を残して、次世代に渡していけるような施策を取っていただきたいと心より願って、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（山崎正男君）

これで小永正裕君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14時 05分